

保健所への報告について

越谷市保健所 感染症保健対策課

1. 社会福祉施設等における感染症発生時にかかる報告について

(令和5年4月28日)

社会福祉施設で感染症等が集団発生した際には、下記の「社会福祉施設等における感染症発生時にかかる報告について」に基づいて、保健所へ報告をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症についても、他の感染症や食中毒が発生した場合と同様に、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合、社会福祉施設等の主管部局への報告と、併せて保健所への報告をお願いいたします。

※基準に達するのを待たずに、早めにご相談いただいても構いません。

一部抜粋

- ア 同一の感染症もしくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が**1週間以内に2名以上**発生した場合
- イ 同一の感染症もしくは食中毒による、又はそれらが疑われる者が**10名以上**または**全利用者の半数以上**発生した場合
- ウ アイに該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に**施設長が報告を必要と認めた**場合

保健所へ報告を
お願いします

「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について(令和5年4月28日一部改正)」より

2. 施設での感染症集団発生時について

越谷市では市内の高齢者施設及び障害者施設等において、新型コロナウイルス感染症等の患者が多く発生した際に、感染拡大を最小限に抑えるため感染症の専門家を派遣し、現地支援を行っています。

具体的には感染症の専門家と保健所職員が施設へ訪問し、現場に合わせた个人防护具の選択や装着方法、陽性者の隔離方法などの提案を行っています。

施設で感染症が流行した際にはご活用ください。



～感染症専門家派遣事業を利用した施設からの感想～

「デイルームを利用する方の配置に関する考え方などとても役に立ち、看護師が早速対応を考えて実践しています」

「アドバイスの内容をもとに施設職員へ研修会を行いました」



※感染症情報をこまめに入手(公的機関のホームページなど)

その他提出様式など詳しい内容は下記をご参照ください。

施設内における感染症集団発生時の報告について
(越谷市公式ホームページ、ページ番号は 69071 です。)

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/hokenjo/kansensho/shisetsu_shudankansen.html



2次元コードはこちら↑

感染症に関する報告・相談窓口

越谷市保健所 感染症保健対策課 048-973-7531

食中毒等に関する報告・相談窓口

越谷市保健所 生活衛生課 048-973-7533